## 主眼事項及び着眼点等(指定行動援護)

主眼事項	主  ・ 主  ・ 主  ・ は  ・ に  ・ に  ・ に  ・ に  ・	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	相 収 ホ	法第43条	1年中心 入 音
<u> </u>	(1) 指定行動援護事業者は、利用者又は障害 児の保護者の意思及び人格を尊重して、常 に当該利用者又は障害児の保護者の立場に 立った指定行動援護の提供に努めている か。	平18厚令171 第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定行動援護事業者は、利用者の人権の 擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置 する等必要な体制の整備を行うとともに、 その従業者に対し、研修を実施する等の措 置を講ずるよう努めているか。	平18厚令171 第3条第3項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 責任者を設置していることが分かる書類
	(3) 指定行動援護の事業は、利用者が居宅に おいて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	平18厚令171 第4条第4項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第43条第1項	
<u>る本土</u> 1 従業者の員数	指定行動援護事業所ごとに置くべき従業者の 員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっている か。	平18厚令171 第7条 準用(第5条 第1項)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
<u>2</u> サービス提供 <u>責任者</u>	指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業者で あって専ら指定行動援護の職務に従事するもの のうち事業の規模に応じて1人以上の者をサー ビス提供責任者としているか。(ただし、事業 の規模に応じて常勤換算方法によることができ る。)	平18厚令171 第7条 準用(第5条 第2項)	サービス提供責任者の勤務形態 が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
3 管理者	指定行動援護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置いているか。	平18厚令171 第7条	管理者の勤務形 態が分かる書類

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(ただし、指定行動援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定行動援護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	準用(第6条)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
第3 設備に関する基準		法第43条第2項	
設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する 専用の区画を設けるほか、指定行動援護の提供 に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平18厚令171 第8条第2項 準用(第8条 第1項)	適宜必要と認める資料
第4 運営に関す <u>る基準</u>		法第43条第2項	
1 内容及び手続 <u>の説明及び同意</u>	(1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第9条 第1項)	重要事項説明書 利用契約書 (利用 者または家族の 署名捺印)
	(2) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合 は、利用者の障害の特性に応じた適切な配 慮をしているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第9条 第2項)	重要事項説明書 利用契約書 (利用 者または家族の 署名捺印) その他利用者に 交付した書面
2 契約支給量の 報告等	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を 提供するときは、当該指定行動援護の内容 、契約支給量その他の必要な事項(受給者 証記載事項)を支給決定障害者等の受給者 証に記載しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第10条 第1項)	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害 者等の支給量を超えていないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第10条 第2項)	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定行動援護事業者は指定行動援護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第10条 第3項)	契約内容報告書

- 2 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(4) 指定行動援護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第10条 第4項)	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁 止	指定行動援護事業者は、正当な理由がなく指 定行動援護の提供を拒んでいないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第11条)	適宜必要と認め る資料
4 連絡調整に対する協力	指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用 について市町村又は一般相談支援事業若しくは 特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、 できる限り協力しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第12条)	適宜必要と認める資料
5 サービス提供 困難時の対応	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第13条)	適宜必要と認める資料
6 受給資格の確 認	指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第14条)	受給者証の写し
7 介護給付費の 支給の申請に係 る援助	(1) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る 支給決定を受けていない者から利用の申込 みがあった場合は、その者の意向を踏まえ て速やかに介護給付費の支給の申請が行わ れるよう必要な援助を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第15条 第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る 支給決定に通常要すべき標準的な期間を考 慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介 護給付費の支給申請について、必要な援助 を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第15条 第2項)	適宜必要と認める資料
8 心身の状況等 <u>の把握</u>	指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供 に当たっては、利用者の心身の状況、その置か れている環境、他の保健医療サービス又は福祉 サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第16条)	アセスメント記 録 ケース記録
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を 提供するに当たっては、地域及び家庭との 結びつきを重視した運営を行い、市町村、 他の指定障害福祉サービス事業者等その他 の保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第17条 第1項)	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の 提供の終了に際しては、利用者又はその家	平18厚令171 第43条第2項	個別支援計画 ケース記録

- 3 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	族に対して適切な援助を行うとともに、保 健医療サービス又は福祉サービスを提供す る者との密接な連携に努めているか。	準用(第17条 第2項)	
10 身分を証する 書類の携行	指定行動援護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は その家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第18条)	適宜必要と認める資料
<u>11</u> サービスの提 <u>供の記録</u>	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を 提供した際は、当該指定行動援護の提供日 、内容その他必要な事項を、指定行動援護 の提供の都度記録しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第19条 第1項)	サービス提供の記録
	(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による 記録に際しては、支給決定障害者等から指 定行動援護を提供したことについて確認 を受けているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第19条 第2項)	サービス提供の記録
12 指定行動援護 事業者が支給決 定障害者等に求 めることのでき る金銭の支払の 範囲等	(1) 指定行動援護事業者が、指定行動援護を 提供する支給決定障害者等に対して金銭の 支払を求めることができるのは、当該金銭 の使途が直接利用者の便益を向上させるも のであって、当該支給決定障害者等に支払 を求めることが適当であるものに限られて いるか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第20条 第1項)	適宜必要と認める資料
	(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平18厚令171 第43条第2項 準用(第20条 第2項)	適宜必要と認める資料
13 利用者負担額 等の受領	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を 提供した際は、支給決定障害者等から当該 指定行動援護に係る利用者負担額の支払を 受けているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第1項)	請求書領収書
	(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を 行わない指定行動援護を提供した際は、支 給決定障害者等から当該指定行動援護に係 る指定障害福祉サービス等費用基準額の支 払を受けているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第2項)	請求書領収書
	(3) 指定行動援護事業者は、(1)及び(2)の支 払を受ける額のほか、支給決定障害者等の 選定により通常の事業の実施地域以外の地 域において指定行動援護を提供する場合に	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第3項)	請求書領収書

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。		
	(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)まで に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支 払った支給決定障害者等に対し交付してい るか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第4項)	領収書
	(5) 指定行動援護事業者は、(3)の費用に係る サービスの提供に当たっては、あらかじめ 、支給決定障害者等に対し、当該サービス の内容および費用について説明を行い、支 給決定障害者等の同意を得ているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第5項)	重要事項説明書
14 利用者負担額 に係る管理	指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第22条)	適宜必要と認める資料
15 介護給付費の 額に係る通知等	(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領に より市町村から指定行動援護に係る介護給 付費の支給を受けた場合は、支給決定障害 者等に対し、当該支給決定障害者等に係る 介護給付費の額を通知しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第23条 第1項)	通知の写し
	(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を 行わない指定行動援護に係る費用の支払を 受けた場合は、その提供した指定行動援護 の内容、費用の額その他必要と認められる 事項を記載したサービス提供証明書を支給 決定障害者等に対して交付しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第23条 第2項)	サービス提供証明書の写し
16 指定行動援護 の基本取扱方針	(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において 自立した日常生活又は社会生活を営むこと ができるよう、当該利用者の身体その他の	平18厚令171 第43条第2項 準用(第24条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	状況及びその置かれている環境に応じ適切 に提供されているか。	第1項)	
	(2) 指定行動援護事業者は、その提供する指 定行動援護の質の評価を行い、常にその改 善を図っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第24条 第2項)	適宜必要と認める資料
17 指定行動援護 の具体的取扱方 針	指定行動援護事業所の従業者が提供する指定 行動援護の方針は次に掲げるところとなっているか。 ① 指定行動援護の提供に当たっては、行動 援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 ② 指定行動援護の提供に当たっては、懇切 丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその 家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ③ 指定行動援護の提供に当たっては、介護 技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を 行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第25条) 平18厚令171 第43条第2項 準用(第25条 第1号) 平18厚令171 第43条(第25条 第 2 号) 平18厚令171 第43条(第25条 第 2 号) 平18厚令171 第43条(第25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条(第25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条(第25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条(第 25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条(第 25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条第25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条第25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条(第 25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条(第 25条 第 3 号) 平18厚令171 第43条(第 25条 第 3 号) 平18厚令171 第 4 5 第 5 第 6 第 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	適宜必要と認める資料
18 行動援護計画 の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害 児の保護者の日常生活全般の状況及び希望 等を踏まえて、具体的なサービスの内容等 を記載した行動援護計画を作成しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第26条 第1項)	個別支援計画 アセスメント及 びモニタリング を実施したこと が分かる書類
	(2) サービス提供責任者は、(1) の行動援護 計画を作成した際は、利用者及びその同居 の家族にその内容を説明するとともに、当 該行動援護計画を交付しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第26条 第2項)	個別支援計画(利用者または家族の署名捺印)及び 交付した記録
	(3) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施 状況の把握を行い、必要に応じて当該行動 援護計画の変更を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第26条 第3項)	個別支援計画(利用者または家族の署名捺印)
	_(4) 行動援護計画に変更があった場合、(1) 及び(2) に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第26条 第4項)	個別支援計画(利用者または家族の署名捺印)

- 6 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
19 同居家族に対 するサービス提 供の禁止	指定行動援護事業者は、従業者に、その同居 の家族である利用者に対する行動援護の提供を させてはいないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第27条)	適宜必要と認める資料
<u>20</u> 緊急時等の対 <u>応</u>	従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第28条)	緊急時対応マニ ュアル ケース記録 事故等の対応記 録
21 支給決定障害 者等に関する市 町村への通知	指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第29条)	適宜必要と認める資料
22管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指 定行動援護事業所の従業者及び業務の管理 を一元的に行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第30条 第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第30条 第2項)	適宜必要と認める資料
	(3) サービス提供責任者は、18に規定する 業務のほか、指定行動援護事業所に対する 指定行動援護の利用の申込みに係る調整、 従業者に対する技術指導等のサービスの内 容の管理等を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第30条 第3項)	利用申込み時の記録サービス提供内容を管理していることが分かる書類(運営規程等)
23 運営規程	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定行動援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	平18厚令171 第43条第2項 準用(第31条)	運営規程

- 7 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
<u>24</u> 勤務体制の確 <u>保等</u>	(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、 適切な指定行動援護を提供できるよう、指 定行動援護事業所ごとに、従業者の勤務体 制を定めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第33条 第1項)	従業者の勤務表
	(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第33条 第2項)	勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類
	(3) 指定行動援護事業者は、従業者の資質の 向上のために、その研修の機会を確保して いるか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第33条 第3項)	研修計画、研修実 施記録
25 衛生管理等	(1) 指定行動援護事業者は、従業者の清潔の 保持及び健康状態について、必要な管理を 行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第34条 第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第34条 第2項)	適宜必要と認める資料
26 掲示	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第35条)	事業所の掲示物
27 秘密保持等	(1) 指定行動援護事業所の従業者及び管理者 は、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用者又はその家族の秘密を漏らしてい ないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第36条 第1項)	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書
	(2) 指定行動援護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第36条 第2項)	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書 その他必要な措 置を講じたこと が分かる書類(就 業規則等)
	(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援 護事業者等に対して、利用者又はその家族 に関する情報を提供する際は、あらかじめ 文書により当該利用者又はその家族の同意 を得ているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第36条 第3項)	個人情報同意書
28 情報の提供等	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を 利用しようとする者が、適切かつ円滑に利	平18厚令171 第43条第2項	情報提供を行っ たことが分かる

- 8 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	用することができるように、当該指定行動 援護事業者が実施する事業の内容に関する 情報の提供を行うよう努めているか。	準用(第37条 第1項)	書類 (パンフレッ ト等)
	(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援 護事業者について広告をする場合において は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっ ていないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第37条 第2項)	事業者のHP画 面・パンフレット
29 利益供与等の 禁止	(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第38条 第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第38条 第2項)	適宜必要と認める資料
30 苦情解決	(1) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第1項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定行動援護事業者は、(1)の苦情を受け 付けた場合には、当該苦情の内容等を記録 しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第2項)	苦情者への対応 記録 苦情対応マニュ アル
	(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第3項)	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指 定行動援護に関し、法第11条第2項の規定に より都道府県知事が行う報告若しくは指定	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条	都道府県からの 指導または助言 を受けた場合の

- 9 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	第4項)	改善したことが 分かる書類
	(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第5項)	都道府県または 市町村からの指 導または助言を 受けた場合の改善したことが分 かる書類
	(6) 指定行動援護事業者は、都道府県知事、 市町村又は市町村長から求めがあった場合 には、(3)から(5)までの改善の内容を都道 府県知事、市町村又は市町村長に報告して いるか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第6項)	都道府県等への 報告書
	(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第83 条に規定する運営適正化委員会が同法第85 条の規定により行う調査又はあっせんにで きる限り協力しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第7項)	運営適正委員会 の調査又はあっ せんに協力した ことが分かる書 類
31 事故発生時の 対応	(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する 指定行動援護の提供により事故が発生した 場合は、都道府県、市町村、当該利用者の 家族等に連絡を行うとともに、必要な措置 を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第40条 第1項)	事故対応マニュ アル 都道府県、市町村 、家族等への報告 記録
	(2) 指定行動援護事業者は、事故の状況及び 事故に際して採った処置について、記録し ているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第40条 第2項)	事故の対応記録ヒヤリハットの記録
	(3) 指定行動援護事業者は、利用者に対する 指定行動援護の提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行	平18厚令171 第43条第2項 準用(第40条	再発防止の検討 記録 損害賠償を速や

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	<u>っているか。</u>	第3項)	かに行ったこと が分かる書類 (賠 償責任保険書類 等)
32 会計の区分	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所 ごとに経理を区分するとともに、指定行動援護 の事業の会計をその他の事業の会計と区分して いるか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第41条)	収支予算書・決算 書等の会計書類
33 記録の整備	(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備してあ るか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第42条 第1項)	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書 類
	(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する 指定行動援護の提供に関する諸記録を整備 し、当該指定行動援護を提供した日から5年 間保存しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第42条 第2項)	各種記録簿冊
第5基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第30条 第1項第2号(	
生 1 従業者の員数	(1) 基準該当行動援護事業所ごとに置くべき 従業者の員数は、3人以上となっているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条第1 項)	勤務実績表 出勤簿(タイムカ ード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	(2) 離島その他の地域であって平成18年厚生 労働省告示第540号に規定する「厚生労働大 臣が定める離島その他の地域」において基 準該当行動援護を提供する基準該当行動援 護事業者にあっては、(1) にかかわらず 、基準該当行動援護事業所ごとに置くべき 従業者の員数は、1人以上となっているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条第2 項) 平18厚告540	<u>勤</u> 務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	(3) 基準該当行動援護事業所ごとに、従業者 のうち1人以上の者をサービス提供責任者 としているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条第3 項)	サービス提供責任者の勤務形態 が分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
2 管理者	基準該当行動援護事業所ごとに専らその職務 に従事する管理者を置いているか。 (ただし、基準該当行動援護事業所の管理上支	平18厚令171 第48条第2項 準用(第45条)	管理者の勤務形 態が分かる書類 勤務実績表

- 11 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	障がない場合は、当該基準該当行動援護事業所 の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある 他の事業所、施設等の職務に従事することは差 し支えない。)		出勤簿 (タイムカ ード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
3 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を 設けるほか、基準該当行動援護の提供に必要な 設備及び備品等が備えられているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第46条)	適宜必要と認め る資料
4 同居家族に対するサービス提供の制限	(1)従業者に、その同居の家族である利用者に対する行動援護の提供をさせていないか。 ただし、同居の家族である利用者に対する行動援護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 ① 当該行動援護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定行動援護のみによっては必要な行動援護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 ② 当該行動援護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ③ 当該行動援護を提供する従業者の当該行動援護に従事する時間の合計が、当該従業者が行動援護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合	平18厚令171 第48条第2項 準用(第47条第1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) (1) のただし書により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当行動援護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る行動援護計画の実施状況等からみて、当該基準該当行動援護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第47条第2 項)	適宜必要と認める資料
<u>5 運営に関する</u> <u>基準</u>	(第1の(3)及び第4(13の(1)、14 、15の(1)、19及び24を除く。)を準 用)	平18厚令171 第48条第2項準用 (第4条第4項及び 第9条から第43条 まで(第21条第1 項、第22条、第23 条第1項、第27条、 第32条及び第43条 を除く。))	同準用項目と同 一文書
第6 変更の届出等	(1) 指定行動援護事業者は、当該指定に係る サービス事業所の名称及び所在地その他障 害者総合支援法施行規則第34条の23にいう 事項に変更があったとき、又は休止した当	法第46条第1 項 施行規則第34 条の23	適宜必要と認め る資料

- 12 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	該指定行動援護の事業を再開したときは、 10日以内に、その旨を都道府県知事に届け 出ているか。		
	(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援 護の事業を廃止し、又は休止しようとする ときは、その廃止又は休止の日の一月前ま でに、その旨を都道府県知事に届け出てい るか。	法第46条第2 項 施行規則第34 条の23	適宜必要と認める資料
第7 介護給付費 又は訓練等給付 費の算定及び取 扱い		法第29条 第3項	
1 基本事項	(1) 指定行動援護に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護 給付費等単位数表」の第4により算定する 単位数に平成18 年厚生労働省告示第 539 号 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に 定める一単位の単価を乗じて得た額を算定 しているか。	平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539	適宜必要と認める報酬関係資料
	(ただし、その額が現に当該指定行動援護に要した費用の額を超えるときは、当該現 に指定行動援護に要した費用の額となっているか。)	法第29条 第3項	
	(2) (1) の規定により、指定行動援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚告 523	適宜必要と認める報酬関係資料
2 行動援護サービス費	(1) 次の①及び②のいずれにも該当する支援 の度合(障害児にあってはこれに相当する 支援の度合)にある利用者に対して、行動 援護(当該利用者が居宅内や外出時におけ る危険を伴う行動を予防又は回避するため に必要な援護等をいう。)に係る指定障害 福祉サービスの事業を行う者(指定行動援 護事業者)が当該事業を行う事業所(指定 行動援護事業所)に置かれる従業者又は行動援護事業所)に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの 事業を行う者が当該事業を行う事業所(基準該当行動援護事業所)に置かれる従業者 が行動援護に係る指定障害福祉サービス (指定行動援護)又は行動援護に係る基準 該当障害福祉サービス(指定行動援護等)を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料
	<ul><li>① 区分3以上に該当していること。</li><li>② 平成18年厚生労働省告示第543号「厚</li></ul>	平 18 厚告 543	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	生労働大臣が定める基準」の十二の基準 を満たしていること。	の十二 準用 (四)	
	(2) 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画及び支援計画シート等(行動援護計画等)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料
	(3) 指定行動援護等の提供に当たって、支援 計画シート等が作成されていない場合、所 定単位数の100分の95に相当する単位数を 算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 2 の 2	適宜必要と認める報酬関係資料
	(4) 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「厚生 労働大臣が定める者」の十一に定める者が、 指定行動援護等を行った場合に、所定単位 数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 3 平 18 厚告 548 の十一	適宜必要と認める報酬関係資料
	(5) 平成 18 年厚生労働省告示第 546 号「厚生 労働大臣が定める要件」を満たす場合であって、同時に 2 人の行動援護従業者が 1 人 の利用者に対して指定行動援護等を行った 場合に、それぞれの行動援護従業者が行う 指定行動援護等につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 4 平 18 厚告 546	適宜必要と認める報酬関係資料
	(6) 行動援護サービス費は、1日1回のみの算 定となっているか。	平18厚告523 別表第4の1 の注5	適宜必要と認める報酬関係資料
	(7) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に定める「厚生労働大臣が定める基準」の十三に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 特定事業所加算(I) 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 ② 特定事業所加算(II) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 6 平 18 厚告 543 の十三	適宜必要と認める報酬関係資料

- 14 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	<ul> <li>③ 特定事業所加算(Ⅲ)         所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数         位数         ④ 特定事業所加算(IV)         所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数     </li> </ul>		
	(8) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は基準該当行動援護事業所(指定行動援護事業所等)の行動援護従業者が指定行動援護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 7 平 21 厚告 176	適宜必要と認める報酬関係資料
	(9) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護事業所等ので更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 8	適宜必要と認める報酬関係資料
	(10) 利用者が行動援護以外の障害福祉サービ <u>スを受けている間又は障害児通所支援若し</u> くは障害児入所支援を受けている間に、行 動援護サービス費を算定していないか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 9	適宜必要と認める報酬関係資料
3 初回加算	指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
4 利用者負担上限額管理加算	指定行動援護事業者が、第4の14に規定する 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月 につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 4 の 3 の注	適宜必要と認め る報酬関係資料
5 喀痰吸引等支援体制加算	指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等 が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認 定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合	平 18 厚告 523 別表第 4 の 4 の注	適宜必要と認め る報酬関係資料

- 15 - 行動援護

に、1目につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(7)の①の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定していないか。  麦援計画シート等を作成した者(作成者)が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月(翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月)につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する方の注でいるが。  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合しているが認識しているが認識しているがあるときにあっては、移行をする日が属する月の前月)につき1つを限度として、所定単位数を加算しているが。第3の5の注であるとは、移行をする日が属する月の前月)につき1つを限度として、所定単位数を加算しているが。第3の5の注では、移行をする日が定める基準」の十四に適合しているが登場を実施している。  「厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合しているが登等を実施しているが登等を実施しているの改善等を支援しているが登場を対象している。  「アルる電社・介護職員の賃金の改善等を実施しているが必要に対象しているの改善等を支援しているの改善等を支援しているの改善等を支援しているの改善等を支援しているの改善等を支援しているの改善等を支援しているの改善が表現しているの改善が表現しているの改善が表現しているの改善が表現しているの改善が表現しているのなどの対象しているの改善が表現しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどの対象しているのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどの	
# 指導連携加算 指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月(翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行をする日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月)につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。      平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する	
処遇改善加算         「厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合し         第3の5の注         る報酬関           ている福祉・介護職員の賃金の改善等を実施し         平18厚告543の十	
でいるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動接護事業所等が、利用者に対し、指定行動接護事業所等が、利用者に対し、指定行動接護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間(④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の単位数の1000分の254に相当する単位数の2 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から6までにより算定した単位数の単位数の1000分の185に相当する単位数の1000分の185に相当する単位数の1000分の103に相当する単位数の1000分の103に相当する単位数の1000分の103に相当する単位数の1000分の90に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ● 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ● 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ③に	
8 福祉・介護職員       平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する       平18 厚告 523 別表       適宜必要         処遇改善特別加       「厚生労働大臣が定める基準」の十五に適合し       第3の6の注       る報酬関	

- 16 - 行動援護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
<u>算</u>	ている福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から6までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、7の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。	平18厚告543の十 五 準用 (三)	

<sup>(</sup>注) 下線を付した項目が標準確認項目

- 17 - 行動援護